

## 第4章 表 彰

### ○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員表彰規程

平成5年8月2日  
訓 令 第 1 号

改正 令和3年1月18日 訓令第1号 令和5年3月6日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の職員（以下「職員」という。）の勤労意欲の高揚と業務能率の増進とを図るため、職に精励し、又は顕著な功績があった職員の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 管理者は、次の各号の一に該当する職員を表彰する。

- (1) 20年以上職員として勤務し、勤務成績が良好な者
- (2) 30年以上職員として勤務し、勤務成績が良好な者
- (3) 職務に関して特に有益な発明又は研究若しくは顕著な改善をなし、組合の行政及び住民の福祉に貢献した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が特に必要と認める者

2 前項第1号及び第2号に規定する勤務時間の計算については、次の各号に掲げる基準による。

- (1) 毎年4月1日（退職者にあつては、退職した日）を基準日とすること。
- (2) 1月に満たない端数は、1月とすること。
- (3) 在職期間に中断があるときは、在職期間を通算すること。
- (4) 公務又は通勤の疾病によらない休職及び停職の期間は、算入しないこと。

(表彰候補者の内申)

第3条 所属長は、表彰に該当すると認められる所属職員があるときは、内申書（別記様式第1号）により管理者に内申するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 管理者は、前条の規定により内申のあった職員の中から被表彰者を決定するものとする。

(表彰の期日)

第5条 表彰は管理者が定める日に行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状の交付をもって行う。

(被表彰者の登録)

第7条 被表彰者は表彰者名簿（別記様式第2号）に登録する。

2 表彰者名簿は、永久保存するものとする。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の表彰に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月18日訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月6日訓令第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。